



きりゅう暮らし応援事業



誰もが住みたい・住み続けたいと思えるまちを目指し、移住・定住の促進や空き家・空き地の活用を目的とした4つの助成制度を実施します。※条件がありますので、事前にお問い合わせください。

各助成の併用は可能ですが、加算補助項目が重複する

場合は、いずれかの加算補助のみが適用されます。
■移住者住宅取得助成は4月17日(金)から、それ以外は4月20日(月)から、直接各担当課へ。
※空き家利活用助成・空き家除却助成は、5月8日(金)時点で、申し込みが多数の場合は抽せんとなります。

移住者住宅取得助成

募集件数＝予算の範囲内

☎建築住宅課住宅係(☎48 - 9031)



▲市HP

対象	令和7年4月1日以降に市内に住宅を建築または購入し、5年以上定住することを誓約した移住者
補助額	基本補助額と加算補助額の合計のうち、住宅取得金額の10パーセントまたは200万円のいずれか低い額
基本補助	住宅取得金額の3パーセントで上限30万円※併用住宅は、居住部分のみ補助対象
加算補助	①若者加算(39歳以下で、東京圏(東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県)から移住した場合80万円)／②子ども加算(18歳以下の子ども1人につき20万円)／③誘導区域加算(20万円)／④市内業者加算(20万円)／⑤空き家・空き地バンク加算(20万円)／⑥通勤加算(20万円)

住宅リフォーム助成

※着工前の申請が必要です。

募集件数＝260件程度(予算の範囲内、先着順)

☎建築住宅課住宅係(☎48 - 9030)



▲市HP

対象	市内に住宅を所有し居住している人が、市内業者を利用して行う工事費20万円以上のリフォーム工事(1住宅につき1回限り、かつ1申請者につき1回限り)
補助額	基本補助額と加算補助額の合計で上限30万円
基本補助	上限20万円(補助率は対象工事費の10パーセント※子育て世帯は対象工事費の20パーセント)
加算補助	工事費20万円以上の省エネ・耐震改修・バリアフリー・防犯の各工事で、上限10万円(補助率は対象工事費の10パーセント※子育て世帯は対象工事費の20パーセント)

空き家除却助成

※着工前の申請が必要です。

募集件数＝全体で65件程度(予算の範囲内)

☎空き家対策室空き家対策係(☎48 - 9035)



▲市HP

▶跡地利用制限なしの除却

対象	市内に昭和56年5月31日以前に建築され、10年以上居住その他の使用がない住宅の除却工事
補助額	対象工事費の50パーセントで上限30万円

▶移住者限定跡地利用制限ありの除却

対象	市内に昭和56年5月31日以前に建築され、1年以上居住その他の使用がない住宅の除却工事で、跡地に移住者が住宅を新築する場合
補助額	対象工事費の50パーセントで上限50万円

▶不良住宅などの除却

対象	1年以上居住その他の使用がなく、著しく損傷している住宅の除却工事※市の事前調査が必要
補助額	対象工事費の80パーセントで上限100万円

空き家利活用助成

※着工前の申請が必要です。

募集件数＝全体で8件程度(予算の範囲内)

☎空き家対策室空き家対策係(☎48 - 9035)



▲市HP

▶空き家利活用

対象	1年以上居住していない住宅のリフォーム工事
補助額	基本補助と加算補助の合計のうち、対象工事費の50パーセントで上限70万円
基本補助	工事費20万円以上のリフォーム工事のうち、対象工事費の30パーセントで上限20万円
加算補助	①移住加算(40万円)／②子ども加算(中学生以下の子ども1人につき20万円)／③空き家・空き地バンク加算(20万円)／④性能向上加算(工事費20万円以上の省エネ・耐震改修・バリアフリー・防犯工事をする場合10万円)／⑤ファミリー加算(2人以上の世帯の場合15万円)※子ども加算と重複する場合は無し

▶移住者限定空き家利活用

対象	市外から移住し、1年以上居住していない耐震性のある住宅のリフォーム工事
補助額	工事費20万円以上のリフォーム工事のうち、対象工事費の3分の2で上限100万円

